

第1章 障害福祉計画等

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

町では、地域の特性にあった障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成18年4月の「第1期能登町障害者福祉計画」の策定以来、通算5期にわたって障害者福祉計画を策定してきました。この計画の見込量の実績や障害のある人の意向等を踏まえたうえで、障害者施策のより一層の推進のため、基本的な考え方や方向性を明らかにし、成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「第6期能登町障害者福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

能登町総合計画を上位計画とする障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本町における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画であり、また、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」と一体のものとして策定した計画です。

3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

また、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 各種計画との関連

この計画は「第2次能登町地域福祉計画」「第9次能登町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」等の保健福祉分野関連計画や「いしかわ障害者プラン」等の関連計画との調整を図りながら推進していくものです。

第2節 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と重点目標

障害者基本法にある「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、能登町地域福祉計画の基本理念である「みんながつながり支えあいながら、しあわせに暮らせるまち」を踏まえつつ、以下の点を重点目標として定めます。

(1) 個人としての尊重と意思決定の支援による共生社会の実現

障害のある人の日常生活又は社会生活を支援するために必要な障害福祉サービス等を提供するにあたっては、個人として尊重し、意思決定の支援に配慮することで、自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともに、いきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2) 地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制の整備

地域社会において、地域の一員となり、安心して自立した生活を送れるよう、事業所や関係機関の連携による支援体制の構築や障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

(3) 障害児の健やかな成長のための支援体制の整備

地域の保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで、切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を図ります。

2 重点施策の推進

重点目標に定める目標の達成に向け、以下の取組みを行います。

(1) サービスと支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、希望するサービスが利用できるようサービス量等を確保するとともに、日常生活の中で必要となる情報の取得や困りごと等の相談ができるよう、相談支援や情報提供体制の充実に取り組みます。

(2) 関係機関との連携強化と従事者等の資質向上

ニーズに応じた適切なサービスの提供に向け、関係機関との連携強化や研修の機会の場合等を設け、人材や組織の育成に努めます。

第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 サービス等の提供体制の確保及び整備

令和5年度までのサービス等提供体制の確保及び整備についての基本的な考え方は、以下の通りです。

(1) 必要とされる訪問系サービスの保障

障害のある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実と質の向上に努めます。

(2) 希望する障害者等への日中系活動サービスの保障

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実と質の向上に努めます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所等からの地域生活への移行を推進します。また、自立した生活を希望する人への支援等、地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(5) 相談支援提供体制の確保

障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

(6) 障がいのある児童への支援

障害のある児童とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

第2節 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針
令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
本町の実情を考慮し、2人を目標値とします。

項目	数値	考え方
施設入所者数	46人	令和元年度末時点
目標年度の地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等への移行見込み

(2) 施設入所者の削減

国の基本方針
令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、令和5年度末までに1.6%以上となる1人を削減することを目標とします。

項目	数値	考え方
施設入所者数	46人	令和元年度末
目標年度末の施設入所者数	45人	令和5年度末
削減見込み	1人 2.2%	令和元年度末－令和5年度末

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本方針

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて地域生活支援拠点等を1つ確保し、年1回、運用状況を検証及び検討することを目標とします。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等整備箇所	1箇所	令和5年度末までの間
運用状況の検証及び検討の回数	年1回	令和5年度末までの間

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数

国の基本方針
<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。</p> <p>目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。</p>

目標設定の考え方
<p>本町では令和元年度において一般就労への移行者がいないため、本町の実情を考慮し、就労移行支援事業等を通じての一般就労移行者数は3人、就労移行、就労継続支援A型及びB型の各事業からの移行者数は1人を目標とします。</p>

項目	数値	考え方
就労移行支援事業等からの一般就労移行者数	0人	令和元年度実績
目標年度の就労移行支援事業等からの一般就労移行者数	3人	令和5年度
目標年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	1人	令和5年度
目標年度の就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	1人	令和5年度
目標年度の就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	1人	令和5年度

(2) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

国の基本方針
<p>令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>

目標設定の考え方
<p>就労定着支援事業所が近隣市町にないことから本町の実情を考慮し、目標値の設定はしません。</p>

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本方針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、児童福祉支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とすべきところを本町の実情を考慮し、目標値の設定はしません。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本方針

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置を目標とすべきところを、本町の実情を考慮し、目標値の設定はしません。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本方針
<p>令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p> <p>市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>

目標設定の考え方
<p>国の基本方針に基づいて、令和5年度末までに保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。</p>

項目	数値	考え方
保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者による協議の場の設置	1箇所	令和5年度末
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	令和5年度末

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、令和5年度末までに、町単独又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有）を実施する体制を構築することを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組（各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有）を実施する体制を構築することを目標とします。

第3節 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1 訪問系サービス

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者（障害支援区分1以上）	障害者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で、以下のいずれかに該当する人 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障害者 ・最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
居宅介護 重度訪問介護	人	33	31	37	32	42	28
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	363	359	407	327	462	313

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	人	31	31	32
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	342	342	353

2 日中活動系サービス

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な型	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用には結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

サービス名	主な対象者	サービス内容
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで、一時的に自宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障害者	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
生活介護	人	52	52	57	54	63	54
	人日分	1,040	1,063	1,140	1,109	1,260	1,138
自立訓練（機能訓練）	人	2	0	3	0	4	0
	人日分	22	0	33	0	44	0
自立訓練（生活訓練）	人	5	2	9	4	14	3
	人日分	75	50	135	66	210	29
就労移行支援	人	1	2	1	3	2	5
	人日分	18	42	18	38	36	68
就労継続支援A型	人	8	10	11	12	15	12
	人日分	80	175	110	216	150	226
就労継続支援B型	人	87	78	96	84	106	87
	人日分	1,392	1,340	1,536	1,401	1,696	1,470
就労定着支援	人	1	0	1	1	1	1
療養介護	人	8	8	9	9	11	9
短期入所（福祉型）	人	17	13	23	12	30	8
	人日分	119	98	161	104	210	61
短期入所（医療型）	人	1	0	2	0	3	0
	人日分	7	0	14	0	21	0

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	54	55	58
	人日分	1,119	1,142	1,204
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日分	15	15	15
自立訓練（生活訓練）	人	4	5	6
	人日分	59	74	89
就労移行支援	人	5	6	8
	人日分	75	87	116
就労継続支援A型	人	12	14	16
	人日分	223	253	289
就労継続支援B型	人	87	94	102
	人日分	1,484	1,611	1,748
就労定着支援	人	1	1	1
療養介護	人	9	9	10
短期入所（福祉型）	人	12	13	15
	人日分	93	100	116
短期入所（医療型）	人	1	1	1
	人日分	8	8	8

3 居住系サービス

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人等	利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、利用者の円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【前期計画の見込量と実績(実績見込)】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自立生活支援	人	—	—	—	—	—	—
共同生活援助	人	28	30	30	31	30	32
施設入所支援	人	45	45	44	46	43	48

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活支援	人	1	1	1
共同生活援助	人	31	33	36
施設入所支援	人	46	46	45

4 相談支援

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障害者 障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障害者	サービス利用支援は障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障害者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者	対象となる障害者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
計画相談支援	人	49	55	55	65	61	67
地域移行支援	人	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1	2	1	1

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	67	80	94
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	2	2	2

5 障害児通所支援

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障害児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障害児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児 乳児院、児童養護施設に入所している障害児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
児童発達支援	人	1	0	1	1	1	0
	人日分	3	0	3	1	3	0
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	13	15	14	12	16	13
	人日分	229	254	247	216	282	228
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	1	1	1
	人日分	2	2	2
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
放課後等デイサービス	人	14	14	14
	人日分	245	245	245
保育所等訪問支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0

6 障害児相談支援

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援）を利用するすべての障害児	<p>障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障害児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続障がい児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。</p>

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
障害児相談支援	人	3	5	4	4	5	5

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	5	5	5

7 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
コーディネーター配置人数	人	0	0	0	0	1	0

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター配置人数	人	0	0	1

8 発達障害者等に対する支援

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	1

9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人	2	2	2
精神障害者の共同生活援助	人	1	2	2
精神障害者の自立生活援助	人	0	0	1

10 相談支援体制の充実・強化のための取組

【今期計画の見込量】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援			無	無	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	1
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	1

11 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【今期計画の見込量】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	共有回数	0	0	1

12 見込量確保のための方策

- サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上のための支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。
- ニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- サービス提供事業所への働きかけ等を行い、地域生活移行の受け皿となるグループホームや就労継続支援等の整備促進に努めます。
- 自立支援協議会等を通じて研修の機会を提供し、各種障害特性を理解したヘルパー等の人材の育成に努めます。
- 円滑な地域生活が送れるよう、障害者に対する地域住民の理解と協力が得られるように啓発活動を行います。
- 適切な利用計画を提供できるよう、相談支援体制等の充実に努めます。

第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除いていくために、障害に対する地域住民の理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位等	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【今期計画の見込量】

事業名	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などによる自発的な取組みを支援します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位等	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【今期計画の見込量】

事業名	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位等	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位等	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【今期計画の見込量】

事業名	単位等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	35	27	35	42	35	21
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1	1	1	1

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	30	30	30
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害児を対象に、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
介護・訓練支援用具	件/年	2	0	2	0	3	2
自立生活支援用具	件/年	4	3	4	3	5	4
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	1	1	2	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	0	3	2
排泄管理支援用具	件/年	480	489	480	474	480	514
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	0	2	0	3	0

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	2
排泄管理支援用具	件/年	492	492	492
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	人/年	5 (入門)	2 (入門)	5 (基礎)	2 (基礎)	5 (入門)	—

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	2 (入門)	2 (基礎)	2 (入門)

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた障害のある人を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
移動支援事業	延時間/年	180	310	180	283	180	188
	実人数/年	5	5	5	4	5	3

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延時間/月	22	22	22
	実人数/月	2	2	2

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	延人数/年	430	439	430	317	430	406

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	延人数/月	33	33	33

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
日中一時支援事業	延回数/年	360	312	360	531	360	533

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	延回数/月	38	38	38

(2) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な身体障がいのある方に対し、ご自宅に移動入浴車を派遣し、入浴の機会を提供する事業を実施しています。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
訪問入浴サービス事業	実利用者数 人/月	2	2	2	2	2	2

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	延回数/月	12	12	12

(3) 生活支援事業

障がいのある人に対し、生活の質的向上と社会復帰の促進を目的に、日常生活上必要な訓練・指導等を行っています。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
生活支援事業	実利用者数 人/年	10	13	10	5	10	12

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援事業	実施の有無	有	有	有

(4) 自動車運転免許取得助成事業

一定の要件を満たす障がいのある人が、普通自動車運転免許を取得するのに要した費用の一部を助成します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自動車運転免許取得助成事業	人/年	1	0	1	1	1	0

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得助成事業	人/年	1	1	1

(5) 自動車改造助成事業

一定の要件を満たす身体障がいのある人が、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
自動車改造助成事業	人/年	1	3	1	0	1	0

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成事業	人/年	1	1	1

(6) 介助用自動車改造助成事業

自動車改造に要する費用の一部を助成し、常時車椅子を使用する身体障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

【前期計画の見込量と実績（実績見込）】

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
介助用自動車改造助成事業	人/年	1	1	1	0	1	1

【今期計画の見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造助成事業	人/年	1	1	1

3 見込量確保のための方策

- サービス提供事業者や自立支援協議会等との連携を図り、継続的な事業の実施や事業の啓発、利用促進に努めます。

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるネットワークづくりを目指します。

また、障害のある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体との情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

2 総合的な福祉施策の推進

本計画における施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「能登町総合計画」及び「能登町地域福祉計画」「いしかわ障害者プラン」等の上位計画及び個別計画との整合性を図り、障害のある人が安心して生活を営むことができるよう、社会経済環境やニーズの変化に対応した適切な事業の展開を図ります。

また、広域的に対応すべき施策については、県や能登北部圏域の他市町との連携のもと、一体となった施策を推進します。

3 PDCAサイクルによる進行管理と点検・評価

計画の進行管理と点検・評価にあたっては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

【障害福祉計画等におけるPDCAサイクルのプロセス】

